

# 入移民統合の概念

小 島 宏

## I はじめに

最近出版された『ヨーロッパの入移民——地方の統合政策——』という書物によれば、西欧諸国では歴史的、制度的相違により入移民の統合(integration)の概念が同一ではなく、その結果として統合政策の概念も異なる。統合という言葉は十分に曖昧であるため、様々な解釈が可能である。宣言された目標としての統合が同一の社会的、政治的意味をもつことは稀である。イギリス、オランダ、スウェーデンにおけるように、入移民人口の文化的相違の尊重が、その統合を促進しようとする意図だけではなく、混合を避けようとする配慮によって定義されている場合もある。形式的な平等と文化的アイデンティティーの保持として定義された統合は必ずしも人口の混合を意味しないが、極端な場合には分離(segregation)の中の平等につながりかねない。逆に、フランスにおけるように統合をむしろ個人に関する概念とすると平等の概念が文化的、民族的相違を犠牲にしかねない。人口の混合は人種差別の存在の無視や、少数者集団の文化的次元の排除につながりかねない。従って、統合という言葉は集合的アイデンティティーの尊重に重点を置くと事実上の分離につながるという危険性と、個人の統合に重点を置くと差別の無視と継承されたアイデンティティーの非認知につながる危険性という、二重の曖昧さをもつ<sup>1)</sup>。従って、統合の概念を画一的に想定するのは困難であるということになる。

わが国でもここ数年間に大量に入国した国際移動者一部は中長期的に留まることになり、近い将来彼らの統合が政策的な課題となる可能性があり、そのための基礎研究が政府関係機関でも行われつつあるが<sup>2)</sup>、必ずしも統合の概念規定が明確になされていないようである。しかし、統合および統合政策に関する議論、特に他の先進諸国における経験のわが国への適用に関する議論、を意味あるものにするためには、まず統合の概念に関する類似点と相違点を明らかにする必要があろう。本稿はそのためのささやかな試みである<sup>3)</sup>。わが国でも統合の概念について論じたものが若干あ

1) Didier Lapeyronnie, (éd.), *Immigrés en Europe. Politique locale d'intégration*, Paris, La Documentation Française, 1992, pp.8~9.

2) 経済企画庁総合計画局、『外国人労働者と経済社会の進路』、大蔵省印刷局、1989年。

NIRA、「外国人労働者の受け入れに関する研究」、『NIRA政策研究』、第3巻7号、1990年。

社会保障研究所、『外国人労働者と社会保障』、東京大学出版会、1991年。

労働省職業安定局、『外国人労働者受け入れの現状と社会的費用』、労務行政研究所、1992年。

3) 本稿は当初、入移民統合に関する基本問題全般について論じることを目的として書き始められたが、紙幅と時間の制約により入移民統合の概念についてのみ論じることにし、統合の指標、要因、帰結や統合政策については別の機会に譲ることにした。なお、以下の拙稿では統合の要因と帰結に関する人口政策的側面に若干触れている。

小島宏、「出生促進政策と国際人口移動政策の関係」、『人口問題研究』、第46巻3号、1990年10月、pp.49~55。

り<sup>4)</sup>、特に定松と林の各氏の論文は最近のフランスとベルギーにおける概念規定について本稿と重複する部分があるが<sup>5)</sup>、統合の概念のみに焦点を合わせて論じたものは外国でもあまり多くないようなので<sup>6)</sup>、本稿にも若干の意義はある。なお、本稿では一国レベルでの統合全般を主として論じ、地方レベルにおける統合の問題<sup>7)</sup>や個別の分野における統合の問題<sup>8)</sup>については別の機会に譲りたい。また、比較検討の対象とする外国文献は主として各国政府と国際機関の刊行物で、英語とフランス語で書かれたものである。以下においては、統合の概念について検討を加える前にまず入移民の概念について論じ、次にそれと密接な関係がある入移民の指標について若干論じることにする。

## II 入移民の概念

統合の概念について論じるに当たって、まず対象である入移民（英語で *immigrant*, フランス語で *immigré*）の概念について検討する必要がある。これは統合が一部の国々（例えば、イギリスやオランダ）では少数者集団を対象とする政策として行われてきたし、他の国々（例えば、フランス）では社会的弱者を対象とする政策として行われるようになってきたからである。また、統合が集団を対象とするものか個人を対象とするものかについても国によって考え方方が異なるし、以前から論争がなされてきたからもある。ただし、O E C D の報告書に掲載された Hammar and Lithman の論文によれば<sup>9)</sup>、多くの場合、統合は個人の状態ではなく、集団の状態を示すものである。そして、少数者集団の概念は入移民集団の内部構造または多数者集団との関係について論じる場合に用いられる。

他方、I L O の Böhning は間接的ながら、統合政策の対象としての入移民の属性を定義している。

4) 例えば、高田保馬,『民族論』,岩波書店,1943年, pp.209–226.

石川一雄,「民族と国家」,有賀貞ほか(編),『講座国際政治3 現代世界の分離と統合』,東京大学出版会,1989年, pp.133–162.

下平好博,「移民労働者への社会的統合政策」,『海外社会保障情報』,第86号,1989年, pp.54–66, 第87号,1989年, pp.62–74.

伊藤るり,「『同化なき統合』の壮大な実験！」,『別冊宝島』,第106号,1990年, pp.226–236.

伊藤るり,「フランスにおけるイスラム系住民の同化と編入」,百瀬宏・小倉充夫(編),『現代国家と移民労働者』,有信堂高文社,1992年, pp.69–88.

梶田孝道,「同化・統合・編入」,伊豫谷登士翁(編),『外国人労働者』,弘文堂,1992年, pp.205–225.

辻山ゆき子,「フランスにおけるイスラム移民二世の排除と統合」,宮島喬・梶田孝道(編),『統合と分化のなかのヨーロッパ』,有信堂高文社,1992年, pp.105–124.

富田正史,『多民族社会』,晃洋書房,1992年.

定松文,「フランスの移民問題」,『大原社会問題研究所雑誌』,第414号,1993年, pp.17–35.

林瑞枝,「フランスとベルギーの移民労働者政策」,日本労働研究機構(編),『国際労働力移動のフロンティア』,日本労働研究機構,1993年, pp.180–197.

5) 定松,前掲(注4)論文, pp.22–23. 林,前掲(注4)論文, pp.192–196.

6) 例えば、以下の論文は「入移民の『統合』を考える」と題されているが、基になった論文が「『同化』、立ち往生した概念」と題されていることからも伺われる通り、主として同化の概念について論じている。

Stéphane Baud et Gérard Noiriel, "Penser l'«intégration» des immigrés", Pierre-André Taguieff (éd.), *Face au racisme*, Tome 2, 1991, pp.261–282.

7) 地方レベルの統合については例えば、Lapeyronnie, 前掲(注1)書, を参照されたい。

8) 人口学的統合の一部については以下の拙稿で論じている。

小島宏,「先進諸国における国際移動者と結婚」,『人口問題研究』,第48巻1号,1992年4月, pp.38–48.

小島宏,「先進諸国における国際移動者と出生力」,『人口問題研究』,第48巻2号,1992年7月, pp.28–39.  
また、経済的統合については以下の論文を参照されたい。

吉田良生,「移民の同化プロセスの計量的分析」,日本労働研究機構(編),『国際労働力移動のフロンティア』,日本労働研究機構,1993年, pp.123–141.

9) Tomas Hammar and Yngve Georg Lithman, "The Integration of Migrants: Experience, Concepts and Policies", OECD (ed.), *The Future of Migration*, Paris, OECD, 1987, p.235.

彼によれば、永住権が統合政策の必須の要素であるが、①一時的ではない雇用のために労働者が入国許可された場合、②家族が同伴ないし合流することが許可された場合、③そのような入移民の子供が生まれた場合、④非法滞在の者が合法化された場合、一定期間が過ぎたら永住を保障されたり、一家の大黒柱が死亡、離別、法的別居した場合に滞在期間を延長されたりすることが期待されても当然である。しかし、各国の永住権付与や統合政策は必ずしもこれらの条件を満たすような入移民を対象としているわけではない<sup>10)</sup>。

入移民の定義について論じた政府報告書はあまり多くないようであるが、表1に示した通りベルギー、フランス、オランダの政府関係委員会による報告書では入移民の定義と類似の概念の定義が述べられている<sup>11)</sup>。これらの3カ国のうちでオランダは統合政策を外国人政策と文化政策と並ぶ入移民政策(immigrant policy)の構成要素として位置づけており、ベルギーは広義の入移民政策を統合政策と呼んでいるため、入移民ないしその類似概念の定義にもそれらの位置づけが反映されている。国によって入移民として定義されるカテゴリーが異なることが、統合政策に関する各国の実状を反映しているようで興味深い。しかし、国際比較には不便なため、各国の移入政策と入移民政策を比較したHammarは入移民を一国に移動し、3ヶ月以上そこに実際に居住した人と定義した<sup>12)</sup>。

表1の最初の部分には、ベルギー王立入移民政策委員会の第一報告書『統合——長期的政策——』において分類された5種類の人々の定義を示してある。同報告書によれば、これらの5種類の集団は挿入(insertion)の典型的なサイクルに対応している。まず、集団は「外国人労働者(travailleur étranger)」ないし「難民地位申請者(demandeur d'asile)」ないし「外国人(étranger)」とだけ自認し、さらに周囲の人々によってもそのように認識されている。次に、認識が「入移民」としてのものになるが、これは「労働者」であるだけではなく、文化、イデオロギー、宗教をもった完全な人間でもある。さらに、「国外起源人(allochtone)」の局面が来るがこれはもはや「外国人」とはあまり言えなくなり、社会文化的起源は異なるにもかかわらず、「国内起源人(autochtone)」としてさえ認識されることが多くなる。最終的には「国外起源人」は事実上消滅し、国内起源人の集団にとけ込む場合もあるし、「少数民族集団(minorité ethnique)」の形で再登場する場合もあるが、これはすでに「入移民」の局面で進行中の過程を表す。さらに、同報告書に示された広義の入移民政策は外国人政策(例えば、外国人に関する立法措置)、入移民政策(例えば、移入促進)、国外起源人政策(例えば、宗教、文化、教育に関する政策)、少数者集団政策(住宅や教育について恵まれないベルギー人と定着した少数民族を同等に扱うこと)を含み、入移民政策をこれら諸側面の一つに限定することは視野の狭さを示すことになるであろうと述べている<sup>13)</sup>。

10) W. R. Böhning, "Integration and Immigration Pressures in Western Europe", *International Labour Review*, Vol.130, No.4, 1991, p.452.

11) Belgique, Commissariat Royal à la Politique des immigrés, *L'intégration : une politique de longue haleine*, Volume I, Bruxelles, INBEL, 1989, pp.34-38.

France, Haut Conseil à l'intégration, *Pour un modèle français d'intégration*, Paris, La Documentation Française, 1991, pp.15-17.

France, Haut Conseil à l'intégration, *La connaissance de l'immigration et de l'intégration*, Paris, La Documentation Française, 1992, pp.14-17.

The Netherlands, Netherland Scientific Council for Government Policy, *Immigration Policy : A Summary of the 36th Report*, The Hague, NSCGP, 1990, pp.43-44.

12) Tomas Hammar, "Introduction", Tomas Hammar (ed.), *European Immigration Policy : A Comparative Study*, Cambridge, England, Cambridge University Press, 1985, p.11.

13) Belgique, 前掲(注11)書, pp.33-34. なお, insertionは「挿入」のほか、「編入」「組み込み」等と訳されているが、本稿ではincorporationの訳語として「編入」を用いていることもあるので、「挿入」と訳す。

表1 各国政府刊行物における入移民とその類似概念の定義

| 政府刊行物                             | 入 移 民<br>(英 immigrant<br>仏 immigré)  | 外 国 人<br>(英 foreigner<br>仏 étranger)   | そ の 他  |
|-----------------------------------|--|--|--|
| ベルギー王立入移民政策委員会第一報告書『統合一長期的政治』第一巻  | 人口学者によれば「外国人から来た人」を単に意味するが、非ヨーロッパ起源の国外起源人という限定的な意味をもつて至った。                               | ベルギー以外の国籍をもつ人。<br>(外国人労働者 travailleur étranger: 教育をほとんどないし、まったく受けておらず、受け入れ国におけるより良い雇用と高い所得を求めて一連の「プッシュ」・「プル」要因のために祖国を離れた人) | 国外起源人 (allochtone) : 国籍にかかわらず、外国と関係した、異なる社会文化的起源をもつ人。<br>民族的少数者集団 (minorité ethnique) : 同一国起源の国外起源人の集団で、受け入れ国で一時的に下層の状態にいるもの。                            |
| フランス統合高等審議会第一報告書『統合のフランス・モデルのために』 | 外国で生まれ、フランスに入国し、概ね終局的にフランスに居住する人。<br>(移動者 migrant: 外国で生まれ、フランスに入国し、季節的ないし一時的にフランスに居住する人) | (フランス在住) フランス国籍をもたない人。   | 外国起源人 (personne d'origine étrangère) : フランスに移入してきた父親ないし母親(祖父ないし祖母)からフランスで生まれた人。<br>排除された人ないし限界化された人 (personne exclue ou marginalisée) : フランス社会への統合が困難な人。 |
| フランス統合高等審議会第二報告書『移入と統合に関する知識』     | 外国で外国人として生まれ、フランスに居住した人で、フランス国籍を取得している場合もある。   | 出生地にかかわらず、フランス国籍を利用することができない人。   | 移入者 (immigrant) : 1ヶ月以上のフランスでの居住を初めて許可された外国人   |
| オランダ政策科学審議会『入移民政策』                | オランダ在住の外国人、帰化した元外国人、かつての(現在の)海外領土出身のオランダ市民のすべて、さらに父母ないし祖父母の出身地にアイデンティティーをもつ場合には三世代まで含む。  | オランダのパスポートをもたない人。  | 民族的少数者集団 (ethnic minorities) : 外国起源の文化をもち、客観的にみて低い社会的地位を占める社会集団で、この低い地位は数世代にわたって続く。  |

(出所) Belgique, 前掲(注11)書, pp. 33-34.  
 France, 前掲(注11)書, *Pour un modèle*, pp. 15-17  
 France, 前掲(注11)書, *La connaissance*, p. 14  
 The Netherlands, 前掲(注11)書, pp. 43-44

フランスでは「入移民」という言葉は社会経済的概念で、法律上は国籍による区分が用いられている<sup>14)</sup>。1945年11月2日政令の第6条に従えば、フランス領土に3ヶ月以上滞在する外国人である<sup>15)</sup>。しかし、現在までのところ統合政策の対象については必ずしも法律上の定義に限定されていないようである。表1に示された通り、フランスの統合高等審議会の定義は第一報告書と第二報告書で若干異なる。指標化を考慮しているためか、第二報告書の定義の方が厳密である。ただし、第一報告書でも外国人については二重国籍の問題が指摘されていた。また、外国人と入移民という言葉が互換的に使われる問題もすでに指摘されていた。第一報告書で外国起源人 (personne d'origine étrangère) の概念が導入されたのは、社会学的な観点からみて非常に認識しやすい現実に対応するためと、統合のダ

14) Jacqueline Costa-Lascoux, *De l'immigré au citoyen*, Paris, La Documentation Française, 1989, p.8.

15) Patrick Weil, *La France et ses étrangers. L'aventure d'une politique de l'immigration 1938-1991*, Paris, Calmann-Levy, 1991, p.62.

イナミックな過程の観点からみて滞在期間と世代継承の両面での時間の効果を評価することを可能にするためである。さらに、第一報告書で排除された人（personnes exclues）ないし限界化された人（personnes marginalisés）の概念が導入されたのは外国人や入移民の中に統合が困難でない人がいる一方で、フランス起源のフランス人の中に統合が困難な人がいるためである<sup>16)</sup>。しかし、第二報告書では外国起源人の場合とは異なり、このカテゴリーについて触れられていない<sup>17)</sup>。ただし、国連の定義に従って、移入統計収集のために移入者（immigrant）が定義されている<sup>18)</sup>。

オランダ政策科学審議会が1979年に出した類似のテーマの報告書が『民族的少数者集団（Ethnic Minorities）』<sup>19)</sup>と命名されていたことからも明かな通り、この言葉が公式に採用されていた。1990年の報告書ではオランダ以外を起源とするオランダ住民のカテゴリーのもっとも包括的な呼称として入移民という言葉が採用されることになった。しかし、民族的少数者集団は表1に示された定義からわかるように、社会的地位が低くなったり人々を除外するため、オランダへの移動の帰結を分析するためにも、移動者集団の社会的地位に特徴的なダイナミズムを分析するためにも限定的すぎる概念である。また、少数者集団という言葉を使うとスティグマを付与する危険もある。他方、外国人という言葉は精確であり、特定しやすいが、限定的すぎるという欠点がある。国外から来た人々の約半数が到着時にオランダ市民権を所持していたか、その後取得しているからである。しかし、入移民の定義の短所として次の3点がある。第一に、この言葉は滞在が永続的であることを示唆するが、必ずしもそうではない。第二に、入移民という言葉は定住先の国で生まれた子供を含まないと考えられるかもしれないが、彼らは入移民の親と同様の地位をもち、同様の障害に直面することが多い。第三に、この言葉を二世と三世に広げることは、客観的な要素と主観的な要素を混同することになる。しかし、この定義はこれらの世代が直面するような問題を的確に反映し、二重のアイデンティティーの現象を考慮するという点で長所ももつ。この定義の第二の長所は、公共施設利用の際に自己申告をする制度を導入してはどうかという同委員会の提案と合致し、導入された場合に二世や三世が入移民であると自己申告をするかどうかを見定めることができることである<sup>20)</sup>。

なお、表1には示さなかったが、Lundberg-Lithmanによれば、スウェーデンでは入移民人口が外国人生まれの人口と外国人人口の合計だと定義されており、公式の政策では入移民が少数者集団だと考えられていない<sup>21)</sup>。結局、一方ではベルギー、フランス、オランダの政府関係委員会の報告書のように心理的、社会的な基準に基づく概念として定義しようとしたものもあるが、他方ではスウェーデンと国連の統計上の定義やフランスの法律上の定義のように統計的な指標との関連により客観的な基準で定義しようとしたものもある。

### III 入移民の指標

このように入移民の定義の一部は統計的な指標と密接な関連があるので、それについて若干の検討を加える必要があろう。前述の通り、入移民の定義については統合政策に関する若干の政府関係機関の報告書で論じられているが、その指標について論じたものはフランスの統合高等審議会の報告書だ

16) France, 前掲（注11）書, *Pour un modèle*, pp.15–16.

17) France, 前掲（注11）書, *La connaissance*, p.15.

18) France, 前掲（注11）書, *La connaissance*, p.14, 73.

19) The Netherlands, Netherland Scientific Council for Government Policy, *Ethnic Minorities*, The Hague, NSCGP, 1979.

20) The Netherlands, 前掲（注11）書, pp.43–44.

21) Eva Lundberg-Lithman, *Immigration and Immigrant Policy in Sweden*, Stockholm, The Swedish Institute, 1987, p.12, 20.

けのようである。また、Lacroix and Adams は U N E S C O 後援の国際人口学会会議の報告書の中で明示的に入移民を定義していないが、入移民の同化を研究するために有用なセンサスの三大分類として出生地（国）、言語、国籍・市民権を挙げているので、これを入移民ないし民族集団を定義する際の指標として想定していることを暗示している。彼らによれば、出生国別の集計が入移民にもっとも頻繁に使われ、純移動量の推定や出発地の分析のための基礎データを提供する。言語（使用言語、母語）は入移民というよりはむしろ民族集団の指標、さらに同化の指標である。国籍は国によって意味するものがかなり異なるが、多くの場合は市民権の概念に対応する。しかし、個人の市民権は帰化によって変わる場合があるので同化の研究には必ずしも適さない。それでも、市民権の区分と帰化の区分が組み合わされた場合には民族集団区分の優れた指標となりうる<sup>22)</sup>。

この最後の点はフランス統合高等審議会の第二報告書に掲載された Bonnans の指標に関する論文でも指摘されている。彼によれば、第一報告書に提案されたのは統合政策の対象としての入移民とその子供であるが、実際に利用可能なデータは国籍の法的基準に基づくものである。外国人の集団とフランス国籍取得者の集団を合わせれば、入移民人口全体に相当するものが得られるが、時間の経過に伴う国際人口移動と出生・死亡によってこの人口は変化する。利用可能なデータが外国人のものだけの場合、時間の経過に伴う変動要因としての国籍異動が加わる<sup>23)</sup>。実際、この第二報告書では1982年センサスのデータを出生地と国籍（出生によるか取得によるかの区別）で分類し、フランス本土在住のフランス人、外国人、入移民の数を示している<sup>24)</sup>。

しかし、同審議会の第一報告書によれば、二重国籍が国籍区分に基づく指標に不正確性をもたらす。また、外国人の子供の国籍に関する申告は間違っていることもしばしばある<sup>25)</sup>。第二報告書はこの他、センサスの外国人人口には二つの誤差があると指摘する。第一の誤差は調査漏れによるもので、これは非合法滞在の外国人の場合に特に顕著であるが、フランス人についてもある。調査漏れの度合いはセンサス間で異なるため、比較の際には注意を要する。第二の誤差はデータが申告に基づくために生じるもので、特に外国人の子供について顕著である。フランス生まれの外国人の両親からフランスで生まれた子供は生まれつきのフランス人であるし、1963年以前にアルジェリアで生まれたアルジェリア人の両親から、フランスで生まれた子供も生まれつきのフランス人であるが、これらの子供の一部が外国人として申告されている。1982年センサスの評価結果によれば、このような申告の誤まりによって外国人人口が20万人ほど過大になっている<sup>26)</sup>。結局、一見客観的な指標も心理的、社会的な区分と対応しないことがあるし、他の統計的な指標と同様、統計の正確性と信頼性に関する問題を免れることができない。

#### IV 入移民統合の概念

社会科学に限定してさえ統合という言葉ないし概念は様々な領域で用いられ、様々な要素を含む。フランスの社会学者 Biffont が書いた『統合主義的理論』という本はこの言葉がもつ意味の要素とし

22) Max Lacroix and Edith Adams, "Statistics for Studying the Cultural Assimilation of Migrants", IUSSP (ed.), *Cultural Assimilation of Immigrants*, London, Cambridge University Press, 1950, pp.72-74.

23) D. Bonnans, "Définir et analyser des indicateurs d'intégration", France, 前掲（注11）書, *La connaissance*, p.108.

24) France, 前掲（注11）書, *La connaissance*, p.177. なお、定松, 前掲（注4）論文の18~20ページにも同様の図解が示されているので、参照されたい。

25) France, 前掲（注11）書, *Pour un modèle*, p.15.

26) France, 前掲（注11）書, *La connaissance*, pp.15-16.

て①集団の成員による集団の利益と価値への同一化、②これらの成員間の連帶、③システムの安定的均衡を目的とする、異なる要素による相互的適応、④個人行動の社会規範への適応、⑤社会の調和的、効率的組織化を目的とする、異なる集団による相互的適応、⑥集団の構成要素間の連帶の度合いに対応した統合の度合いの変化、の6点を挙げている<sup>27)</sup>。これらの諸点は入移民の統合についてもかなりの程度当てはまるものである。しかし、同書では統合が全体への各要素の挿入と定義されているが<sup>28)</sup>、この定義は入移民については必ずしも適切でない。というのは、フランスやベルギーでは挿入という言葉がしばしば統合とは別の概念を意味する言葉として用いられ、政治的な意味あいさえもたされることがあるからである。また、統合という言葉自体、政治的な意味あいをもちうる同化（assimilation）という言葉と区別するために入移民について用いられるようになったという面もあるからである。

厳密な定義ではないが、ILOのBöhningは統合の三大構成要素（基本原則）として①非差別（non-discrimination 入移民が国民と同じ経済的、社会的権利をもつこと）、②入移民の文化的アイデンティティーの保持（受け入れ側社会に元々存在しない言語と宗教を公私の場で保持したいと望む入移民は保持できること）、③非限界化（demarginalization 入移民が恵まれない集団として取り残されないこと）を挙げ、これらのうちで①と②が中核であると述べている<sup>29)</sup>。Hammar and LithmanはOECDの報告書の中で統合を同化、文化変容（acculturation）、分離、多元主義（pluralism）と区別して定義しているが、それによれば統合は状態と過程の両者を指し得る。そして、過程としての統合は、入移民集団のような単位が全体の一部となることを指す。より具体的には社会の単位ないし要素が当該社会における支配的集団の進行中の活動と目標を積極的かつ整合的に受け入れることを指す。ただし、この概念は関係者間に紛争がある場合に用いるのは不適当である。他方、同化は何かがそれ自体のアイデンティティーをすべて失い、全体の識別不能な一部となる過程のことを指す。この概念は次第に集団よりも個人について用いられるようになりつつあり、統合の概念が集団について用いられることと呼応するようになっている。文化変容は民族集団の成員が全体社会の習慣や思考様式といった属性を獲得していく過程のことを指す。分離・差別は一部の集団が全体社会の社会的、文化的、経済的な資源の利用を法律上ないし事実上否定されているような社会に本来備わっている不公正を意味する。均衡的多元主義（balanced pluralism）は一組の取り決めが民族間の分裂を認識し、正統化することによって民族間の紛争を相対的に減少させるようにすることを意味する<sup>30)</sup>。このHammar and Lithmanの区別はもっとも包括的なものの一つであるように思われる。なお、後述のカナダ経済審議会の報告書における区分<sup>31)</sup>もこれと並んで包括的なものであると言えよう。

入移民について統合という言葉が使われている公文書として比較的古いのは、フランスの官報に載った人口高等委員会（審議会）に関する1939年2月23日の政令であろう。この政令では同委員会が外国人のフランス人口への統合に関するフランスの政策についての施策を調整することを目的の一つとすることが定められていた<sup>32)</sup>。しかし、戦前から終戦直後にかけては、英語でもフランス語でも統合という言葉よりもむしろ同化という言葉の方が使われることが多かったようで、国際機関の文書で統合という言葉が使われ始めたのは1950年代以降のようである<sup>33)</sup>。そのきっかけの一つとなったのが、U

27) Laurent Biffon, *La théorie intégrationniste*, Paris, Présence Africaine, 1985, p.29.

28) Biffont, 前掲（注27）書, p.21, 24.

29) Böhning, 前掲（注10）論文, pp.450–451.

30) Hammar and Lithman, 前掲（注9）論文, pp.235–237.

31) Canada, Economic Council of Canada, *Economic and Social Impacts of Immigration*, Ottawa, Ministry of Supply and Services Canada, 1991, p.126.

32) Robert Talmy, *Histoire du mouvement familial en France (1896–1939)*, Tome II, Paris, UNCAF, 1962, p.233.

33) 例えば、UN, *Elements of Immigration Policy*, New York, UN, 1954, pp.18–21.

UNESCOの主催で1956年にハバナで開かれた移入に関する会議で、統合という言葉を公式に採択した<sup>34)</sup>。これはこの会議で報告された Bernard の論文によれば、同化という言葉は誤解を招くような生物学的な意味をもつだけでなく集団間の関係での一方通行を意味するが、統合は互いに影響を与えることを意味するからであるという<sup>35)</sup>。また、Borrie は、統合を文化的多元主義 (cultural pluralism) の枠組みの内での適合 (conformity) と概念化して同化の概念と区別するとともに、会議でも統合を多元性プラス順応 (plurality plus adjustment) の概念、すなわち一部の領域で画一性に向かいながらも他の領域で相違を保持する過程の概念として用いることに一般的な賛同が得られたと述べている<sup>36)</sup>。

同報告書にある程度依拠した国連の報告書によれば、統合は入移民が現地人の集団との交流によって変化させられる一方で、現地社会に影響を与えるような二方向の過程を意味する。従って、社会的統一性の枠組みの中での文化的多元主義、すなわち一部の領域における入移民の統一性への適応と他の領域における文化的な差異の存続を含む過程に力点が置かれる<sup>37)</sup>。また、出典が示されていないが、Kage によれば、UNESCOは「統合は新しい住民が新しい故国の経済的、社会的、公民的、文化的、精神的領域で能動的参加者になる漸次的过程である。これは相互的に知り合い、応化 (accommodate) し、理解することによって価値観が豊かになるようなダイナミックな過程である。移動者と同国人の両者が自分達の独特的貢献をする機会を見いだすような過程である」と定義している<sup>38)</sup>。しかし、これは Price が述べる通り<sup>39)</sup>、統合という言葉も混乱を招きやすいが、同化の概念を嫌う少数者集団に好まれるという効用があるからであろう。実際、最近のフランスにおける公式の場では同化という言葉はタブーとなり、アイデンティティーを尊重する統合や挿入という言葉が用いられるようになったと言われる<sup>40)</sup>。このようにフランス語の公文書では同化、統合、挿入がしばしば区別されている<sup>41)</sup>。

フランス語の公文書では挿入という言葉がすでに1960年代から用いられていた。例えば、ベルギー人口委員会、フランス経済社会評議会の報告書で用いられ、その後も同評議会の報告書で用いられた<sup>42)</sup>。しかし、それらでは一般的な言葉として用いられており、特定の概念ないし意味を表すた

34) Charles A. Price, "The Study of Assimilation", Charles A. Price (ed.), *Australian Immigration: A Bibliography and Digest*, Canberra, Department of Demography, Australian National University, 1966, p.A33.

35) W. D. Borrie, "Some Theoretical Concepts", UNESCO (ed.), *The Cultural Integration of Immigrants*, Paris, UNESCO, 1959, p.93.

36) Borrie, 前掲 (注35) 論文, pp.93–94.

37) UN, *The Determinants and Consequences of Population Trends*, Volume 1, New York, UN, 1973, p.259.

38) Joseph Kage, "Integration in Canada", William S. Bernard (ed.), *Immigrants and Ethnicity: Ten Years of Changing Thought*, New York, American Immigration and Citizenship Conference, 1972, p.47.

39) Price, 前掲 (注34) 論文, p.A33.

40) Dominique Schnapper, *La France de l'intégration. Sociologie de la nation en 1990*, Paris, Gallimard, 1991, p.82.

41) 以下の OECD 報告書のように insertion という言葉が英語の文書で使われている例もあるが、これはフランス語版との関係で使われたものと思われる、稀なことである。

OECD, *Trends in International Migration: Continuous Reporting System on Migration*, Paris, OECD, 1992, p.57, 59, 74, 79, 85.

42) A. Delpérée, "Politique de la population et la famille", *Revue Belge de Sécurité Sociale*, Vol. 4, No.7–8, 1962, p.964.

France, Conseil Economique et Social, "Les problèmes des travailleurs étrangers", *Conseil Economique et Social, Avis et Rapport*, 1969, pp.323.

France, Conseil Economique et Social, "La politique des travailleurs étrangers", *Conseil Economique et Social, Avis et Rapport*, 1975, p.14.

めに用いられていなかったようである。1977年の入移民労働者担当次官の報告書では挿入に関する章が設けられ、1982年の人口家族高等委員会（審議会）の報告書と1987年の総合計画庁の報告書では題名自体に挿入という言葉が使われており<sup>43)</sup>、1970年代後半頃からフランスでこの言葉が頻繁に使われるようになり、政治的な意味合いをもつようになったものと思われる。

表2は各國ないし地方政府の公文書における統合の定義を他の類似概念との比較の上で示したものである。ベルギー王立入民政策委員会の第一報告書ではまず、ベルギーにおける統合へのアプローチとして適応(adaptation, 同化)、非適応(non-adaptation, 分離)、挿入、統合の拒否の四者を挙げている。第一のアプローチによれば、統合は少数者集団(の成員)が次第に、できるだけ単線的に多数者集団の価値、規範、習慣に関する既存の総体に適応(同化)する程度である。逆に、第二のアプローチは多数者集団の文化が異なる文化と共存することによって豊かになるという信念から出発し、少数者集団の文化をできるだけ認知し、無制限に尊重することを支持する。第三のアプローチは統合が同化と同じでもないし、少数者集団のアイデンティティーの無制限な尊重と同じでもないが、同化と分離の間に位置する挿入と同じであると主張するが、これを定義するのは困難である。第四のアプローチは統合が実現不可能なものなので、拒否されるべきだとする<sup>44)</sup>。

そして、ベルギー王立入民政策委員会は挿入の概念をさらに展開する。というのは適応・非適応という概念を想定する単線的アプローチが社会の主要な領域に明らかに識別可能な多数者集団が存在することを想定するが、例えばブリュッセルのような外国人と国外起源人が人口の4割を占め、残りの6割もフランス語を話す人とオランダ語を話す人から成るような所ではそのような想定が成り立たないし、このような状況がベルギーの他の地域でも見られるからである。しかし、ベルギー起源人の多数が共有し、社会によって保護されねばならない価値と行動の領域は存在する。従って、少数者集団によって着手された挿入が「公共の秩序」の概念によって保護される要素や「根本的な社会原則」に逆行する場合には統合でないことは確かである。また、共棲(cohabitation)の期間が長引くにつれて異なる社会集団が互いに影響し合うと少数者集団の多数者集団内部への単なる挿入とは言えなくなってしまう<sup>45)</sup>。

挿入を通じた統合へのアプローチが意味するのは、ベルギー起源の「多数者集団」に属する人々の多数派と各々の「少数者集団」に属する人々の多数派の間だけでなく、異なる少数者集団に属する人々の多数派の間でも、公的生活における相互受容(社会参加 participation sociale)にたどり着かねばならないということである。統合は政府が推進すべき過程であり、うまく行かない場合には(「公共の秩序」と「根本的な社会原則」に関する挿入の規準を害すことなく)，特に政府のレベルにおいて、少数者集団が受け入れ国の活動と目標に対する構造的な関わりをもち始めるようにすべき過程である<sup>46)</sup>。

以上のような挿入を通じた統合に関する議論の結果として、以下の要素を同時に満たすものとしての統合の概念そのものが論じられる。

43) France, Secrétaire d'Etat aux travailleurs immigrés, *La nouvelle politique de l'immigration*, Paris, Secrétaire d'Etat aux travailleurs immigrés, 1977.

France, Haut Comité de la Population et de la Famille (J. Marange et A. Lebon), *L'insertion des jeunes d'origine étrangère dans la société française*, Paris, La Documentation Française, 1982.

France, Commissariat Général du Plan, *Immigrations: le devoir d'insertion*, Paris, La Documentation Française, 1987.

44) Belgique, 前掲(注11)書, pp.34-35.

45) Belgique, 前掲(注11)書, pp.35-37.

46) Belgique, 前掲(注11)書, pp.37-38.

表2 各国政府刊行物における統合とその類似・対立概念の定義

| 政府刊行物                              | 統合<br>(integration)  | 同化<br>(assimilation)                                  | 挿入<br>(insertion)                | 分離<br>(segregation)                                     | その他  |
|------------------------------------|--|---|----------------------------------|---|--|
| ベルギー立入移民政策委員会第一報告書『統合—長期的政策一』第一巻   | 少数民族集団に関する構造的意味を増進する過程.  | (適応 adaptation) 少数者集団が多数者集団の価値、規範、慣習に関する既存の総体に適応する過程. | 同化と分離の中間にあるもの.                   | (非適応 non-adaptation) 少数者集団のアイデンティティーの無条件の尊重.            | (社会参加 participation sociale) 公的生活における相互受容.                                     |
| カナダ経済審議会『移入の経済的、社会的影響』             | 文化的アイデンティティーを保持しながらも受け入れ側社会との重要な関係に完全に参加すること.  | 文化的アイデンティティーを放棄し、受け入れ側社会のアイデンティティーを採用すること.            |                                  | 入移民社会に文化的アイデンティティーを保持することを認めながら、仕事以外の活動では離れて住むことを強いること. | (限界化 marginalization) 入移民社会が受け入れ側社会の総体の一部となることを認めるだけでなく、そこから文化的アイデンティティーを奪うこと. |
| (カナダ) ケベック州政府『ビジョン—移入・統合に関する政策声明一』 | 社会の必須の部分となること.   |   |                                  |   |  |
| フランス人口家族高等委員会『外国起源の青少年のフランス社会への挿入』 | 外国人が必ずしも一方的にではなく、受け入れ国の生活条件に適応する過程.  | 外国人が受け入れ国民の特殊性や習慣を採用し、固有の生活様式を放棄すること.                 |                                  |   |  |
| フランスHannoun委員会『人間は人間の希望』           | 同化と挿入の中間にあり、一つの社会の成員間でより緊密な相互依存関係を確立すること.  | あらゆる差異を消滅させ、自分と同じようにすること.                             | 相互に浸透しない二つの実体が並存することで、受動的な編入の活動. |   |  |
| フランス国籍委員会『現在と将来、フランス人であること』        | 排除の拒否、関係者の能動的参加と同時に受け入れ側社会に応じた組織化をもたらすような外国人の導入.   | 外国人が固有の価値観や文化的差異をすべて放棄すること.                           |                                  |   |  |
| フランス統合高等審議会第一報告書『統合のフランス・モデルのために』  | 文化的、社会的、道徳的特殊性の存続を受け入れながら、また全体がこの多様性と複雑性によって豊かになることを本當だと思いながら、種々の異なる要素を国民社会に能動的に参加させる過程。(新しい成員の選択と参加の強調) | (国家共同体の統一性の強調)  | (出身国の固有性の保持の強調)                  |   |  |
| オランダ政策科学審議会『民族的少数民族集団』             | 完全な同化と絶対的な分離の中間にあり、別個のアイデンティティーの保持を伴うもの.   |   |                                  |   |  |

表2（つづき）

| 政府刊行物             | 統合<br>(integration)  | 同化<br>(assimilation) | 挿入<br>(insertion) | 分離<br>(segregation) | その他 |
|-------------------|--|----------------------|-------------------|---------------------|-----|
| オランダ政策科学審議会『入民政策』 | 文化的次元は様々な民族集団の成員による行動、価値観、選好の相互調整を指し、構造的次元は入移民の受け入れ側社会への包含のことを指すが、主として後者の意味で用いる。主要な社会部門・制度への同等の参加。 |                      |                   |                     |     |

(出所) Belgique, 前掲(注11)書, pp. 34-38.  
 Canada, 前掲(注31)書, p. 126.  
 Québec, 前掲(注53)書, p. 44.  
 France, 前掲(注43)書, *L'insertion*, p. 28.  
 France, 前掲(注60)書, p. 119-120.  
 France, 前掲(注61)書, pp. 85-86.  
 France, 前掲(注11)書, *Pour un modèle*, p. 18  
 The Netherlands, 前掲(注19)書, p. 166.  
 The Netherlands, 前掲(注11)書, p. 45.

### 1. 「挿入」の概念の一部は以下の規準に対応する。

- a. 公共の秩序が強制する場合の同化
- b. 受け入れ国の文化を支持し、現代西欧国家によって付与された意味における「近代性」、「開放」、「追認された多元主義」に依拠し、根本的な社会原則に従った、最高度の首尾一貫した挿入の推進
- c. 他の領域における、相互に豊かにし合う範囲での文化的多様性の明確な尊重

### 2. 政府の活動と目標への少数者集団の構造的な関わりの推進と並行して進む<sup>47)</sup>.

この定義は1990年刊行の同委員会の第二報告書『調和的な共棲のために』でもそのまま採用されている<sup>48)</sup>.

カナダの経済審議会の報告書はBerryの区分に依拠し、入移民社会と全体社会の関係を分離、限界化(marginalization), 同化, 統合に四区分している。これらは入移民による文化的アイデンティティーの保持の度合いと受け入れ側社会への参加の度合いによって決まっている。すなわち、分離は入移民社会が文化的なアイデンティティーを保持することを認めるが、仕事以外の活動では離れて住むことを強いる。限界化は入移民社会が受け入れ側社会の文化的総体の一部となることを認めないだけでなく、そこから文化的アイデンティティーを奪う。同化が文化的アイデンティティーの放棄と受入れ側社会のそれの採用を伴うのに対して、統合は文化的アイデンティティーの保持と受入れ側社会との間の重要な関係への完全な参加を伴う。そして、カナダの多元文化主義政策は統合主義的アプローチに沿おうとする試みで、入移民は社会の完全な参加者であるが文化的アイデンティティーを保持する<sup>49)</sup>.

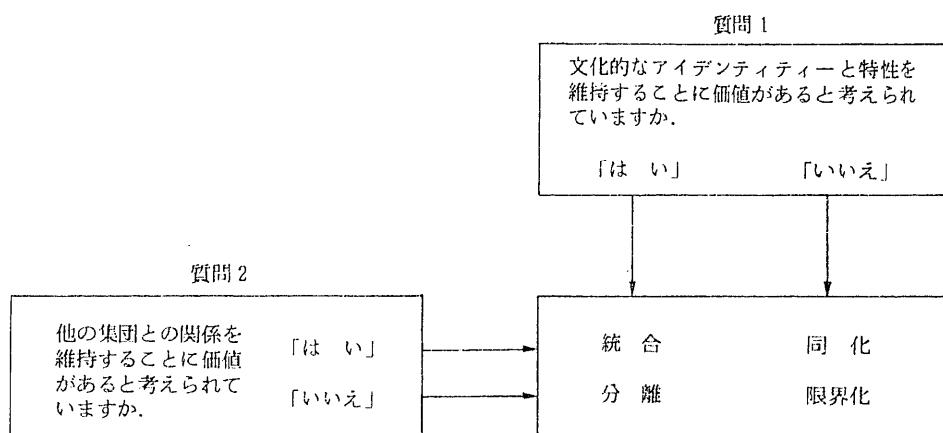
47) Belgique, 前掲(注11)書, pp.38-39.

48) Belgique, Commissariat Royal à la Politique des immigrés, *Pour une cohabitation harmonieuse*, Volume I, Bruxelles, INBEL, 1990, p.5.

49) Canada, 前掲(注31)書, p.126.

図1はBerryの最近の論文に示されたこれらの区分の図式化である。集団間の関係ではなく二つの別個の文化的集団の連続的かつ直接的な接触から生じる文化の変化と定義される、文化変容を彼は前述の通り四区分している。彼によれば、統合は集団の文化的完全性をある程度保持すること（変化に対

図1 Berryによる文化変容戦略の4区分



(出所) Berry, 前掲(注50)論文, p. 82

する若干の反動ないし抵抗）とともに全体社会の必須の部分になる方向へ動くこと（若干の順応）を意味する。従って、統合の場合、文化的アイデンティティーの保持と主流社会への参加という戦略が採られる。この戦略が広く採られた場合、全体的な社会システムの中で協力するような多数の識別可能な民族集団が存在する<sup>50)</sup>。同様の試みはRichmondによってもなされている。彼の場合は滞在期間、教育水準、英語知識、同一民族との交際の選好といった、トロントでの調査データに基づく実証的な基準によって適応形態を「都市の村人(urban villagers)」、「多元主義的に統合された者(pluralistically integrated)」、「アングロ・カナダ適合者(Anglo-Canadian conformist)」、「急変者(transilient)」、「疎外された者(alienated)」に五区分している<sup>51)</sup>。

カナダのケベック州の文化政策も統合主義的な性格をもつものとされているが、言語問題について喧伝されたため、同化主義的政策を探っているという認識が広がっている<sup>52)</sup>。実際、ケベック州政府による移入・統合政策に関する政策声明書によれば、統合は社会の必須の部分となることであり、統合政策の方向付けとして①公用語としてのフランス語の共有、②経済、社会、文化、政治への完全な参加と貢献の権利と義務、③多元主義的社会の建設、の三者が強調されており、そのような認識に根拠がないわけではないことがわかる。しかし、同書では公用語としてのフランス語の共有という方向が言語的な同化を意味するものではなく、個人生活で他の言語を使う権利を尊重するとも述べられている<sup>53)</sup>。

1977年のフランスの入移民労働者担当次官による報告書はかなりの部分を入移民の統合に関する問題に充てている。しかし、統合という言葉はほとんど用いられず、挿入ないしその一部としての参加(participation)という言葉が用いられている。挿入の概念は厳密な形で定義されていないし、かなり広い範囲を表しているようである。同報告書によれば、挿入は①生活と雇用への準備と適応のため

50) J. W. Berry, "Acculturation and Adaptation in a New Society", *International Migration*, Vol. 30, No. special, 1992, p.69.

51) Anthony H. Richmond, *Immigration and Ethnic Conflict*, New York, St. Martin's Press, 1988, p.183.

52) Canada, 前掲(注31)書, p.126.

53) Québec, Ministère des Communautés culturelles et l'Immigration, *Vision: A Policy Statement on Immigration and Integration*, Montréal, Ministère des Communautés culturelles et l'Immigration du Québec, 1990, p.16, 44.

の制度、②滞在許可証と雇用許可証により統制される法的地位、③経済的、社会的権利に関する平等とその結果としての社会生活、特に組合活動への参加、という三つの側面をもつ。そして、社会生活への参加が社会的挿入の最終段階である<sup>54)</sup>。他方、1980年の人口高等委員会（審議会）の総括報告書では統合という言葉が用いられ、挿入という言葉は用いられていない。統合の概念は定義されていないが、同化と混同されるべきでなく、統合の場合は外国人や帰化したフランス人が文化的伝統と出身国との連帯を保持することが認められると述べている<sup>55)</sup>。

しかし、前述の通り、1982年に人口家族高等委員会（審議会）が出た報告書では題名に挿入という言葉が用いられており、本文の中でも統合と別個のものとして定義されている。同報告書によれば、挿入という言葉が選ばれたのは集団間の関係の種類とその変化について言外の意味がなく、他の適応形態を表す同化や統合という言葉よりも中立的であるからである。同化の場合には外国人が受け入れ国国民の特殊性や習慣を採用し、そのために固有の生活様式を放棄する。そして、長期的にみると彼らは受け入れ国国民の一部となる。国籍取得は同化を完成することになり、同化の法的表現である。これに対して、統合は外国人が必ずしも一方的にではなく、受け入れ国の生活条件に適応する過程を意味する。国民と外国人は行動と心的態度を相互に調整するが、このことは国民が異なるものを理解するために努力することとともに外国人が特に文化的特殊性を保持する権利をもつことを意味する<sup>56)</sup>。

この報告書では挿入という言葉それ自体が明確に定義されていないため、その著者の一人である人口移民政の専門官 Lebon が翌年に書いた論文の定義を紹介することにする。彼によれば、特に意味をもたない挿入という言葉はとりわけ機能的なものである。受入れ側社会とそこに住む外国人が相互に保つ関係——時間の経過ないし他の要因によって変化しがちであるが——の種類についてまったく予断をもたない。従って、可能な限り完全な挿入（そしてそのための施策）は、滞在期間や法的地位（外国籍の保持ないしフランス国籍の取得）に関する外国人の厳密に個人的な意思決定に左右されない<sup>57)</sup>。Lebon のこの挿入の定義も必ずしも明確でないので、ほぼ同時期に Verbrunt によって統合政策について書かれた論文の定義を参照してみよう。彼によれば、挿入は存在の手段的、機能的領域のことである。現在この言葉に人気があるとすれば、それは適応や同化という言葉の場合と異なり、文化的アイデンティティーに触れないからである。他方、統合という言葉は存在の全体を包括する。他の言葉との相違は相互性を言外に意味することである。入移民とフランス社会の出会いにおいて両方が変化する。また、この言葉によって関係性を強調し、哲学や自然科学でその言葉がもつ相互依存性の意味を付与することができる<sup>58)</sup>。

このような理由からフランス語の公文書で挿入と統合という言葉が使われる時代がしばらく続いた。1987年11月には総合計画庁から『入移民——挿入の課題——』という報告書とともに、フランスにおける人種差別主義と差別に関する人権担当次官への Hannoun 委員会の報告書が出たが、前者では挿入という言葉が共棲や同化という言葉との対比の上で用いられ、後者では挿入や同化という言葉との対比の上で統合という言葉が用いられている。前者ではそれぞれの言葉が明確に定義されていないが、挿入の問題の領域として労働市場、学校、住宅が挙げられ、共棲の問題としては様々な理由による排除、拒絶、生活様式の支配的な規範に対する不調和、文化的アイデンティティーの保持による問題が

54) France, 前掲(注43)書, *La nouvelle politique*, p.59, 68. なお、統合という言葉は同報告書の123ページの引用文の中で用いられている。

55) Haut Comité de la Population, *Rapport du synthèse des travaux du Haut Comité de la Population*, Paris, La Documentation Française, 1980, p.78.

56) France, 前掲(注43)書, *L'insertion des jeunes*, p.28.

57) André Lebon, "Maintien des liens culturels et insertion des migrants : quelles relations?", *Revue Française des Affaires Sociales*, Vol.37, No.2, 1983, p.94.

58) Gilles Verbrunt, "Pour une politique de l'intégration", *Projet*, No.171-172, 1983, p.131.

挙げられている。また、同化は「他者」としての消滅と簡単に定義されている<sup>59)</sup>。

これに対して、Hannoun 委員会の報告書によれば、挿入、同化、統合の三者が以下のように区別されるが、それらのうちでは統合が好まれる。すなわち挿入は実際、相互に浸透しない二つの実体が並存することを意味する。これは受動的な編入（incorporation）の活動である。異なるコミュニティーは特定のダイナミックスを生じさせることなく、隣合って生活している。コミュニティーは他のコミュニティーのためにいわば空間を空けねばならない。これはイギリスでみられる状況のようなものである。逆に、同化はあらゆる差異を消滅させることを目指す。同化は自分と同じようにすることである。このことは制約を加えることを意味する。他者、特に外国人に画一的な鑄型の中で混ざって一つになるために自分達の価値観を捨てるように要求することを意味する。それはいわば挿入と対極的な作業である。努力が求められるのは外国人に対してだけである。受け入れ国はそのままで、他者が自らの真似をするように決意するのを受動的に待つ。これこそフランスが伝統的に移入問題に対処してきた方法であった。しかし、移入の性格と送り出し国が異なる現在では、そのメカニズムがもはや機能しない。従って、これらの二つの対極的な概念の間にある統合がいまや、将来の進路である。語源からみると、この概念は完全ないし完璧なものにすることを意味する。Lalande の辞典によれば、「一つの生物の部分間ないし一つの社会の成員間でより緊密な相互依存関係を確立すること」である。従って、統合は相互依存的な努力を意味する。フランスは外国人が自らを統合できるように努力すべきである。外国人も望むならば、フランス社会に自らを統合するように努力すべきである。努力の相互性の必要性こそが成功のための保証である。それは得る権利と受け入れる義務の間の均衡に基づく、運命共同体の意識を生じさせる<sup>60)</sup>。

1988年に出了たフランス国籍（Long）委員会の報告書でも統合政策を前面に押し出して、同化を間接的に定義している。同報告書によれば、統合はつねに次の二つの方法によって定義される行為ないし社会的ダイナミックスを意味する。否定的な定義によれば、統合は排除の拒否である。肯定的な定義によれば、統合は関係者の能動的参加と同時に受け入れ側社会に応じた組織化をもたらすような、フランス社会への外国人の導入を意味する。そこで、そのようなフランス社会への統合は外国人が固有の価値観や文化的な差異をすべて放棄することを意味するような同化を意味するものでない<sup>61)</sup>。

フランスでは国会でも入移民の統合に関する問題が取り上げられ、1989年から1990年にかけて三つの報告書が出た。最初の二つは国民議会のもので、それぞれ挿入と統合政策に関するもの、最後のものは上院のもので、移入問題と統合政策に関するものであった。最初の報告書では挿入と統合という言葉があまり区別されずに用いられ、それらが排除の拒否のことを指すとされている<sup>62)</sup>。国民議会の第二の報告書では統合という言葉だけが用いられ、統合が排除の拒否を意味することが間接的に示さ

59) France, 前掲（注43）書, *Immigrations*, p.56. なお、以下の報告書に要約されたヒアリングで人口移民庁長官の Gérard Moreau は挿入という言葉が 1986 年まで用いられ、その後統合という言葉に取って代わられたと述べている。確かに、社会党政権の成立後そのような傾向があるのかもしれないが、総合計画序や国民議会の報告書ではその後も用いられている。

Conseil Economique et Social de la Région d'Ile-de-France, *Reflexions sur l'immigration en France* (1991), Annexe, Paris, Conseil Economique et Social de la Région d'Ile-de-France, 1992, p.20.

60) France, Secrétaire d'Etat auprès du Premier ministre chargé de Droit de l'Homme (Michel Hannoun), *L'Homme est l'espérance de l'Homme*, Paris, La Documentation Française, 1987, pp.119-120.

61) France, Commission de la Nationalité (Marceau Long), *Etre français aujourd'hui et demain*, Tome 2, Paris, La Documentation Française, 1988, pp.85-86.

62) France, Assemblée Nationale, "L'insertion des immigrés", *Assemblée Nationale, Première session ordinaire de 1988-1989*, No.635, 1989, p.7.

れ、それが対象として入移民だけでなく、国民を含むことが述べられている<sup>63)</sup>。第三の上院の報告書では統合という言葉だけが用いられ、前述の Hannoun 委員会の報告書の定義が引用されている<sup>64)</sup>。

統合高等審議会の第一報告書でも同化、挿入と対比しながら統合を定義しているが、この定義はかなりの部分、国立科学研究センター（CNRS）の Costa-Lascoux の著作、特に『入移民から市民へ』<sup>65)</sup>に立脚していると述べられている。政治的な選択に関して彼女の「同化は国家共同体の統一性を強調し、統合は新しい成員の選択と参加を強調し、挿入は出身国の固有性の保持を強調する」という言葉を引用している。同報告書によれば、同審議会は統合を同化と挿入の間にある一種の中間の道だと考えるべきでなく、特定の過程だと考えるべきであると判断する。この過程によって文化的、社会的、道徳的特殊性の存在を受け入れながら、また全体がこの多様性と複雑性によって豊かになることを本當だと思いながら、種々の異なる要素を国民社会に能動的に参加させることが重要である<sup>66)</sup>。

同審議会の第二報告書では、入移民に関する1992年のサンプル調査における指標との関連で統合に関する二つの概念を挙げている。一つは特殊性の減少と人口の混合を明らかにすることを可能にするような概念で、もう一つは社会的機能障害がないことを評価の基準として、コミュニティの戦略の目標設定を可能にするような概念である<sup>67)</sup>。この第二報告書の付録には国立統計経済研究所（INSEE）の Bonnans による「統合指標の定義と分析」と題する論文が載せられているが、ここでは次のように述べられている。すなわち、Costa-Lascoux による統合の概念が特に「社会活動全体への能動的な参加」に基づくものであるという考えが統合高等審議会の第一報告書で取り入れられた。この参加の概念はすべての差異を排除するものではなく、一部の特殊性を受け入れができる。彼女は「交流のダイナミックスの中における同一社会の成員間の緊密な相互依存性」を想定する。従って、統合は新しい成員の選択と参加を強調する。逆に、非統合は排除と限界化によって表される<sup>68)</sup>。

同審議会、特に第一報告書が立脚する Costa-Lascoux の書物で、彼女は同化、統合、挿入という言葉の選択は政治哲学を反映すると述べ、以下のように区別している。同化は①諸制度の同化促進効果に対する信頼、②態度と行動の収斂による受け入れ側社会の規範と生活様式に対する外国人の完全な忠誠、③特権に基づき、不可逆の過程として考えられる国籍取得の決定的な重要性、④受け入れ側社会にとけ込むための自主独立主義の放棄、の四者を意味する。①交流のダイナミックスにおける同一社会の成員間における相互依存性、②経済や利便といった一部の活動だけでない、社会活動全体への能動的な参加、③受け入れ側社会の規範と価値に対する忠誠、④各々が必須の部分となるようなコミュニティの統一性と完全性をもたらすものの尊重、の四者に基づく挿入は①経済、社会文化領域の中で外国人が占める位置の認知、②出身国のアイデンティティ、文化的特殊性、生活様式の少なくとも部分的な保持、③同化、出身国への再挿入、受入れ側社会の排除を拒否することによって起こり得る孤立の可能性の受容、の三者から成る<sup>69)</sup>。そして、彼女は前述の言葉通り、要約している。

また、最近の彼女の論文によれば、挿入という言葉はますます特定の部分的施策（例えば、職業的挿入、出身国への再挿入、挿入契約）だけのために用いられるようになり、統合という言葉が一時的

63) France, Assemblé Nationale, "L'intégration des immigrés", *Assemblé Nationale, Première session ordinaire de 1989-90*, No.1348, 1990, p.11.

64) France, Sénat, "Etudier les problèmes posés par l'immigration en France et proposer les éléments d'une politique d'intégration", *Sénat, Première session ordinaire de 1990-1991*, No. 101, 1990, pp.249-250.

65) Costa-Lascoux, 前掲（注14）書, pp.11-12.

66) France, 前掲（注11）書, *Pour un modèle*, p.18.

67) France, 前掲（注11）書, *La connaissance*, p.46.

68) Bonnans, 前掲（注23）論文, pp.107-108.

69) Costa-Lascoux, 前掲（注14）書, pp.11-12.

後退の後に復権した<sup>70)</sup>。実際、前述の各種委員会の報告書や議会の報告書におけるこの言葉の使用的動向をみるとそのことがわかる。さらに、最近では統合という言葉に代わって社会的地位向上(promotion sociale)という言葉が広がる徴候もみられる。Marieによれば、統合という言葉を使うと入移民人口が本来その社会に所属しないことが多かれ少なかれ言外に意味されることになるからである。それだけでなく、1960年代以来、フランス社会の再構築の必須の要素である入移民人口を問題にする場合には統合よりも地位向上の方が好ましいからである。統合は外部にあるものを内部に置くことであるが、入移民人口はフランス社会の徒弟でもないし、外部要素でもなく、構成要素である。地位向上はすべての人に社会的階梯の中で上昇する機会の平等を与え、各人に天性を開花させる可能性を与えることで、内部で人々を恣意的に区別するような差別と不平等と戦うことを想定する<sup>71)</sup>。

他方、Khellilは同化、統合、挿入と対比する概念として共棲について論じている。彼によれば、これは一方で受け入れ側社会への適応を成し得なかったないし望まなかつたような新規入移民の状況であり、他方で挿入を拒否したり、拒否の対象となったりして受け入れ側社会の人々との接触が公的に強いられたものだけに留まっているような、より古い入移民の状況である。これは同化とともに両極端を成し、両者の間の局面として統合と挿入が位置する<sup>72)</sup>。この共棲の概念はむしろ分離や限界化の概念に近く、必ずしも一般的ではない。しかし、この内容は前述の通り、総合計画庁の報告書が共棲の問題として挙げているものであり、潜在的にはそのような問題を含みがちなのであろう。

この共棲という言葉は、ベルギー王立入移民政策委員会の第二報告書の題名『調和的な共棲のために』にも含まれているが、ここでは共棲の概念が必ずしも明確に定義されていない。第一報告書で挿入を通じた統合という言葉が使われていたのと同様、統合と対立する概念ではなく、その一形態を示すようである。第二報告書によれば、統合政策は入移民だけでなく、ベルギー人のためのものでもあるから、ベルギー人と入移民の共棲の側面を強調している。これに対して、移入政策が目指すこの共棲の中では客観的な社会経済的問題と文化的多様性のほか、ベルギー人の社会的認識に特別の注意が払われる。共棲は地方レベルで起きるので、地域における統合に重点が置かれる。ここではベルギー人と入移民の共棲が客観的経験としての不安定性だけでなく、主観的な心情的不安定性をもたらすような非組織的共存(coexistence non-organisée)と対置されている<sup>73)</sup>。

オランダでは表2に示されたように、政策科学審議会の1979年の報告書と1990年の報告書で定義が若干異なる。前者での統合の定義は後者で文化的次元と呼ばれるものに近いが、後者ではむしろ構造的次元を主な定義として採用している。このような統合の概念の変化の背景には、報告書の題名の変化にも表れている通り、政策の対象が民族的少数者集団から入移民へと変化したことがあるのかもしれない。また、1990年の報告書における統合の定義は前述のMarieによる社会的地位向上の概念に近づいているが、そのことは統合政策を定義する際には社会的剥奪をその対象を定める基準とし、重要な社会部門への少数者集団の参加を促進することをその目的とすると述べていることからも伺われる<sup>74)</sup>。

以上のように統合、挿入、同化を主として代替的な概念ないしモデルとする観点のほか、補完的なものと見る観点もある。このような観点をもつ研究者はこれらの過程が同時進行すると考える。実際、フランス統合高等審議会の第一報告書でも前述の排除ないし限界化された人の概念規定のところで

70) Costa-Lascoux, "Assimiler, insérer, intégrer", *Projet*, No.227, 1991, p.11.

71) Claude-Valentin Marie, "Immigration, crise et restructuration: une nouvelle donne", *Les Temps Modernes*, No.529-530, 1990, p.157.

72) Mohand Khellil, *L'intégration des maghrébins en France*, Paris, PUF, 1991, pp.58-60.

73) Belgique, 前掲(注48)書, pp.2-3.

74) The Netherlands, 前掲(注11)書, p.63.

表3 Dubetによる移入形態の8区分

| 区分<br>基準 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ |
|----------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 統合       | + | + | + | - | - | + | - | - |
| 同化       | + | + | - | + | - | - | + | - |
| 参加       | + | - | - | + | + | + | - | - |

(注) +は強、-は弱を意味する。

(出所) Dubet, 前掲(注76)書, p. 112.

「統合一排除」(社会的地位向上を伴う「統合一参加」の反対語で、排除ないし限界化されつつある国民の間に統合されること)といった概念を規定している<sup>75)</sup>。また、入移民の出身国によって受け入れ側社会との関わり方が異なることは多くの実証分析結果によって示されている。

Dubetはこのような観点から移入の社会過程の理論的区分を行っている。彼は表3に示された通り、移入の形態を統合、同化、参加のそれぞれの基準の強弱の組み合わせにより八区分している。彼によれば、統合は社会的地位の変更、同化は文化モデルの変更、参加は国の選択(国籍取得と政治参加)を指す<sup>76)</sup>。彼は表3の八区分のうち①をエリートの芸術家や実業家、②を退職時に帰国するスペイン人やポルトガル人、③を東南アジア人やトルコ人、④を入移民二世、⑤をharkisと呼ばれる独立戦争時にフランス側で戦ったアルジェリア人、⑥を③の人々のうちで統合の利点を享受するために帰化した人々、⑧を非合法労働者によって例示しているが、⑦は理論的にしか存在しないことを示唆している<sup>77)</sup>。これらの三つの基準は広い意味での統合の構造的、文化的、法・政治的次元と言えるかもしれない。いずれにしても、統合というのは多次元的な概念として考えた方が良いのかもしれない。

表2に示した各国政府の刊行物における統合の定義を比較検討してみても、このことは明らかであろう。すなわち、多くの国の刊行物の中では①全体社会の必須の要素となること、②文化的差異を保持すること、③相互に影響を与えること、の三者のうちの少なくとも一つが統合の概念の構成要素として含まれている。しかし、さらに詳しくみると国と国の中でも、同一国内の機関の間でも、同一機関の報告書の間でも定義が異なることがわかる。これは本稿の最初に紹介した書物の内容にあった通り、(分離の危険をはらむが)集団としての挿入に傾いた統合を支持する立場と(限界化の危険をはらむが)同化に傾いた統合を支持する立場の違いが、統合の定義に関する空間的、時間的な差異をもたらしていることによるようである。

また、同じ理由で、統合とその類似・対立概念の関係についても差異が生じているようである。すなわち、オランダ政策科学審議会の1979年の報告書とベルギー王立入民政策委員会の第一報告書では統合(ないし挿入を通じた統合)が同化と分離の間にあるものとされているのに対して、フランスのHannoun委員会の報告書では統合が同化と挿入の間にあるものとされている。これに対して、フランス統合高等審議会の第一報告書ではHannoun委員会の見解を否定している。このような差異が

75) France, 前掲(注11)書, *Pour un modèle*, p.17.

76) François Dubet, *Immigrations : qu'en savons-nous ? Un bilan des connaissances*, Paris, La Documentation Française, 1989, p.7. なお、彼は挿入も定義しているが、非現実的であることを示唆している。彼によれば、挿入は統合と特殊性の保持の両者を意味するが、この定義は移入が文化の相対的破壊や関係者の変化を伴わず、すべてがうまく行くことを想定している。

77) Dubet, 前掲(注76)書, p.113.

生じるものも、結局のところ、統合の概念が曖昧なためであろう。

さらに、この曖昧さとも関連するが、二つの意味で統合の対象が入移民に限定されないということが、概念規定をさらに難しくしている。すなわち、統合というのは入移民が適応するのにつれて受け入れ国の国民も変わるということを意味する一方で、入移民、国民を問わず排除ないし限界化された人が社会に能動的に参加し、地位を向上させるということも意味する。区別のためには、後者を排除ないし限界化された人の統合と呼ぶことも一つの方法であろう。ただし、対象を入移民に限定した場合、究極的には両者が同じことを指すのかもしれない。

## V おわりに

以上で述べた通り、統合という概念は多次元的であるとともに曖昧である。それを明確にするための一つの方法としては指標を規定することがある。特に、統合政策を立案、策定、実施、評価する際には各種統計に基づく指標の分析結果に立脚する必要がある。統計データの収集と分析の重要性はオランダ政策科学審議会の1979年報告書の最後に述べられているし<sup>78)</sup>、フランス統合高等審議会の第一報告書の最初の勧告としても述べられ<sup>79)</sup>、第二報告書がそれをある程度実現したものとなっている。

わが国が将来、どのような統合の概念に立脚して統合政策を進めるかについては今後検討されるべき課題であるが、どのような概念に立脚するにしても基礎データの収集と基礎研究は今から行っておく必要があろう。特に、各種の指定統計、業務統計で国籍とともに出生地（国）に関する情報を収集しておくことが望ましい。また、統合政策の準備のために政府関係機関で各種研究プロジェクトを進めることも必要であろう<sup>80)</sup>。なお、統合の指標とその分析方法については次の機会に論じることにしたい<sup>81)</sup>。

〔補遺〕 校正の段階で以下のカナダ政府刊行物を入手したが、カナダの脈絡における各種の統合の概念について論じられているので、是非とも参照されたい。

Derrik Thomas and Strategic Planning & Research, Immigration Policy, *Immigrant Integration and the Canadian Identity*, Ottawa, Employment and Immigration Canada, 1990.

78) The Netherlands, 前掲（注19）書, p.169.

79) France, 前掲（注11）書, *Pour un modèle*, p.60.

80) 例えば、日本労働研究機構では「外国人労働者の日本社会への統合とその社会的費用」に関する研究プロジェクトが進行中であるが、入移民の健康と福祉に焦点を合わせた研究プロジェクトも他の政府関係機関で継続的に実施される必要があろう。

81) 統合の指標としての結婚と出生力については、以下の拙稿で論じている。

小島宏, 前掲（注8）論文、「先進諸国における国際移動者と結婚」および「先進諸国における国際移動者と出生力」。

# The Concepts of Integration Regarding Immigrants

Hiroshi KOJIMA

The aim of this study is to compare the definitions of integration regarding immigrants in other developed countries in order to delineate the similarities and differences and to infer the implications for the possible policy measures in Japan in the near future. The literature survey centers on the publications of institutions related to national governments and international agencies, which are written in English or French.

In this article, the concepts and indices of "immigrant" and related categories of persons are discussed before the comparison of the concepts of "integration" and related categories of adaptation processes or situations. Immigrants are often defined by socioeconomic and psychological criteria in some countries (Belgium, France and the Netherlands), but they are often defined by statistical or legal criteria in others (Sweden and the UN). The indices of "immigrant" often derive from demographic statistics divided by birth place, language and nationality (citizenship). It is also useful to distinguish between nationality (citizenship) acquired by birth and nationality acquired by naturalization.

The concepts of integration and related processes or situations are compared based on the government publications from Belgium, Canada (and Quebec), France and the Netherlands. In most cases, the concept of integration includes at least one of the following three elements : becoming an integral part of the whole society ; maintaining the cultural differences ; and giving mutual impacts. However, the definition differs between countries, between institutions of the same country (France) and between reports of the same institution (the Netherlands). These differences are partly due to the approaches to integration (individual versus group). The relationship between integration and other related concepts are also different partly due to the same reason and partly due to the ambiguity of the term, "integration".

Finally, the following two policy implications are derived : the need for collection and analysis of statistics divided by nationality and birth place ; and the need for further research in government-related institutions to prepare for the future integration policy.